

●ビデオ会議の実施について（平成24年12月21日日本学術会議第167回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

（提案1）

改正後	改正前
<p>1 ビデオ会議とは、次の各号の要件すべてに合致する会議をいう。            (1) 日本学術会議庁舎以外の場所から参加する者（以下「遠隔地参加者」という。）が、電気通信技術とビデオ会議ソフト（スカイプ等）を用いて音声及び映像を即時に他の参加者に伝達すること（遠隔地参加者間の伝達を含む。）により、参加者が一堂に会するのと同等の議論を行えるものであること            (2) <u>遠隔地参加者を画面上で確認できること</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 ビデオ会議は、<u>幹事会、委員会、分科会、小分科会及び小委員会</u>（以下「委員会等」という。）において実施することができる。</p> <p>3 <u>非公開案件については、原則として、ビデオ会議の対象とする。ただし、各委員会等の長が、案件の内容に照らして適当でないと判断した場合は、対象から除くことができる。非公開案件を審議する際、遠隔地参加者は、遠隔地において審議を傍聴する者がいないことを確認する。</u></p> <p>4 ビデオ会議による参加は、日本学術会議会則（平成17年10月24日日本学術会議規則第3号）第31条及び日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決</p>	<p>1 ビデオ会議とは、次の各号の要件すべてに合致する会議をいう。            (1) 日本学術会議庁舎以外の場所から参加する者（以下「遠隔地参加者」という。）が、電気通信技術とビデオ会議ソフト（スカイプ等）を用いて音声及び映像を即時に他の参加者に伝達すること（遠隔地参加者間の伝達を含む。）により、参加者が一堂に会するのと同等の議論を行えるものであること            (2) <u>遠隔地参加者が会議に参加している間は、当該参加者を画面上で確認できること</u>            (3) <u>非公開案件は除いたものであること</u></p> <p>2 ビデオ会議は、委員会、分科会、小分科会及び小委員会（以下「委員会等」という。）において実施することができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 ビデオ会議による参加は、日本学術会議会則（平成17年10月24日日本学術会議規則第3号）第31条及び日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決</p>

<p>定) 第 20 条において準用する日本学術会議法 (昭和 23 年 7 月 10 日法律第 121 号) 第 24 条第 1 項の出席として扱うこととし、ビデオ会議は、第 1 項の要件及び定足数を満たすことによって成立する。</p> <p>5 ビデオ会議を実施する場合には、当該委員会等の招集者は、あらかじめ事務局にその旨を申し出た上で、会議開催通知を发出することとする。会議開催日程の決定に際しては、事務局は、機材の状況等を踏まえ、必要に応じ、調整を行うこととする。</p> <p>6 ビデオ会議の参加者が、ヘッドセット、ウェブカメラを使用できる環境にない場合、保有台数の範囲内で、事務局は前日までにヘッドセット及びウェブカメラを当該参加者に送付することとする。当該参加者は、会議終了後、1 週間以内にヘッドセット及びウェブカメラを受取人着払いで返送することとする。</p> <p>7 ビデオ会議を実施する場合の資料については、会議開催日の 2 日前 (行政機関の休日を除く。) までに電子メール又は郵便等で事務局に送付することとする。事務局は当該資料をメールで送付もしくは掲示板に掲示することとする。<u>ただし、幹事会については、日本学術会議の運営に関する内規 (平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定) 第 7 条第 4 項及び第 8 条第 1 項に定めるとおりとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>定) 第 20 条において準用する日本学術会議法 (昭和 23 年 7 月 10 日法律第 121 号) 第 24 条第 1 項の出席として扱うこととし、ビデオ会議は、第 1 項の要件及び定足数を満たすことによって成立する。</p> <p>4 ビデオ会議を実施する場合には、当該委員会等の招集者は、あらかじめ事務局にその旨を申し出た上で、会議開催通知を发出することとする。会議開催日程の決定に際しては、事務局は、機材の状況等を踏まえ、必要に応じ、調整を行うこととする。</p> <p>5 ビデオ会議の参加者が、ヘッドセット、ウェブカメラを使用できる環境にない場合、保有台数の範囲内で、事務局は前日までにヘッドセット及びウェブカメラを当該参加者に送付することとする。当該参加者は、会議終了後、1 週間以内にヘッドセット及びウェブカメラを受取人着払いで返送することとする。</p> <p>6 ビデオ会議を実施する場合の資料については、会議開催日の 2 日前 (行政機関の休日を除く。) までに電子メール又は郵便等で事務局に送付することとする。事務局は当該資料をメールで送付もしくは掲示板に掲示することとする。</p> <p>(略)</p>
--	--

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

## ●幹事会におけるビデオ会議の実施について

〔平成 2 8 年 〇 月 〇 日〕  
日本学術会議第〇〇回幹事会申合せ（案）

幹事会におけるビデオ会議の実施に当たっては、ビデオ会議の実施について（平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日日本学術会議第 1 6 7 回幹事会決定）に基づき、以下のとおり運用を行うこととする。

- 1 幹事会については、構成員が日本学術会議庁舎に一堂に会することを原則とし、特段の事情があると議長が認める場合に限り、ビデオ会議ソフト（スカイプ等）を用いて参加できることとし、一回の幹事会につき 2 箇所からの参加を上限とする。
- 2 ビデオ会議ソフト（スカイプ等）での参加を申し出ることのできる者は、勤務地が関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の外であって、勤務先の状況に照らして日本学術会議庁舎に集合することが困難な特段の事情がある場合に限り、限ることとする。
- 3 ビデオ会議ソフト（スカイプ等）での参加希望者が 2 箇所を上回った場合は、議長が勤務先の状況等の特段の事情を考慮して調整を行うこととする。

●会長補佐及び会長アドバイザーの指名等について（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>●<u>日本学術会議アドバイザー等</u>について</p> <p><u>日本学術会議に以下のアドバイザーを置くことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>1. 日本学術会議アドバイザーについて</u></p> <p><u>(1) 会長又は副会長は、日本学術会議の活動に助言を行う者として、会員又は連携会員の中から、日本学術会議アドバイザーを推薦することができる。ただし、特に必要と認められる場合には、会員又は連携会員以外の者で、優れた研究又は業績を有する者の中から日本学術会議アドバイザーを推薦することができる。</u></p> <p><u>(2) 会長は、推薦を踏まえて、幹事会の承認を得て、日本学術会議</u></p>	<p>●<u>会長補佐及び会長アドバイザーの指名等</u>について</p> <p>(会長補佐)</p> <p>第1条 会長は、その職務を助ける者として、会員又は連携会員の中から、会長補佐を指名することができる。</p> <p>2 会長補佐は5人以内とし、その職務は会長及び副会長の協議により決めるものとする。</p> <p>3 会長補佐を指名した場合は、会長は、その氏名を幹事会に報告するものとする。</p> <p>(会長アドバイザー)</p> <p>第2条 会長は、その職務に関して助言を行う者として、会員又は連携会員の中から、会長アドバイザーを指名することができる。ただし、特に必要と認められる場合には、幹事会の同意を得て、会員又は連携会員以外の者を指名することができる。</p> <p>2 会長アドバイザーは6人以内とする。</p> <p>3 会長アドバイザーを指名した場合は、会長は、その氏名を幹事会に報告するものとする（第1項ただし書の規定により幹事会の同</p>

<p><u>アドバイザーを委嘱する。</u></p> <p><u>(3) 会長が推薦する者は6名以内、副会長が推薦する者は9名以内とし、任期は委嘱をした期の期末を超えないものとする。</u></p> <p><u>2. 日本学術会議外国人アドバイザーについて</u></p> <p><u>(1) 会長、副会長又は各部は、日本学術会議の審議に協力する者として、優れた研究又は業績を有する外国人を日本学術会議外国人アドバイザーとして推薦することができる。</u></p> <p><u>(2) 会長は、推薦を踏まえて、幹事会の承認を得て、日本学術会議外国人アドバイザーを委嘱する。</u></p> <p><u>(3) 日本学術会議外国人アドバイザーは9人程度とし、任期は委嘱をした期の期末を超えないものとする。</u></p> <p><u>(4) なお、外国人アドバイザーについては、当分の間、その任務に対する海外渡航旅費を支給しない。</u></p> <p><u>3. 幹事会への出席について</u></p> <p><u>日本学術会議アドバイザー及び日本学術会議外国人アドバイザーは、会長の求めに応じて幹事会に出席し、意見を述べるができる。</u></p>	<p>意を得た場合を除く。))。</p> <p>(新設)</p> <p>(幹事会への陪席)</p> <p><u>第3条 会長補佐及び会長アドバイザー（会員又は連携会員に限る。）は、幹事会に陪席することができる。</u></p>
---	---

附 則

- 1 この決定は、決定の日から施行する。
- 2 現在、会長アドバイザーに指名されている者については、改正後の1の規定を満たしているため、日本学術会議アドバイザーとして承認されたものとみなす。

●土曜日・日曜日及び祝日における講演会、シンポジウム等の開催について

平成 28 年 ○ 月 ○ 日  
日本学術会議第○○回幹事会決定(案)

日本学術会議の運営に関する内規(平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定)第5条に定める手続に従い、日本学術会議、部、日本学術会議に置かれる全ての委員会及び分科会、若手アカデミー並びに地区会議が主催する講演会、シンポジウム、研究会、フォーラム等(以下「講演会、シンポジウム等」という。)について、日本学術会議の講堂を使用して土・日曜日及び祝日に開催する場合の手続等を以下のとおり定める。

1. 開催回数

土曜日、日曜日及び祝日に使用することができる回数(年末年始を除く。)は、年度内で32回(4半期ごとにおおむね8回)までとし、対象となる講演会、シンポジウム等は、4半期ごとに幹事会で決定する。

2. 手続

- (1) 別表1に掲げる幹事会の前月末までに希望を受付け、同幹事会において内容が不十分なものを除いた上で、なお多数の場合は、抽選を行う。
- (2) 日本学術会議が緊急に取り組むことが必要と認められる場合には、上記1に定める開催回数の範囲内において、日本学術会議の運営に関する内規(平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定)第5条に定める手続を経て、追加することができる。

3. 会場

使用することができる会場は講堂とする。講演会、シンポジウム等と同日に委員会等を併せて開催する場合には、1階のラウンジ又は自販機コーナー室で委員会等を行うものとする。

4. 運営

- (1) 主催者は責任をもって会場等の使用にあたりとともに、緊急時の際の避難誘導に携わる人員を提供する(学協会や各分野に資するために行うのではなく、学術全体に資するために行う場合であって、幹事会が人員の提供を要しないと認めるものを除く)。
- (2) 事務局の庁舎管理を担当する課の職員(常勤の職員でない者を含む。)が庁舎管理に当たることとする。また、特段の事情がある場合には、主催者は、必要に応じて、講演会、シンポジウム等で用いる機材の事前準備等の支援を当該講演会、シンポジウム等を担当する課の職員に求めることができる。

5. 日本学術会議主催学術フォーラムとの関係

土・日曜及び祝日開催の日本学術会議主催学術フォーラムについては、上記1に定める開催回数に含めるものとし、別表2の類型区分に応じ、土・日曜及び祝日開催の他の講演会、シンポジウム等と同時に、幹事会において決定する。

6. 国際会議との関係

国際会議（関連行事を含む。）については、上記1の対象から除くこととする。

**附 則**

- 1 この決定は、決定の日から施行する。
- 2 土曜日・日曜日及び祝日における講演会、シンポジウム等の開催について（平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定）は廃止する。

(参考) 現行規程からの変更点

新 規 程 (案)	現 行 規 程
<p>●土曜日・日曜日及び祝日における講演会、シンポジウム等の開催について</p> <p style="text-align: center;">〔平成 28 年 ○ 月 ○ 日 日本学術会議第〇〇回幹事会決定 (案)〕</p> <p>日本学術会議の運営に関する内規 (平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定) 第 5 条に定める手続に従い、<u>日本学術会議、部、日本学術会議に置かれる全ての委員会及び分科会、若手アカデミー並びに地区会議</u>が主催する講演会、シンポジウム、研究会、フォーラム等 (以下「講演会、シンポジウム等」という。) について、日本学術会議の講堂を使用して土・日曜日及び祝日に開催する場合の手続等を以下のとおり定める。</p> <p>1. 開催回数</p> <p>土曜日、日曜日及び祝日に使用することができる回数 (年末年始を除く。) は、年度内で 32 回 (4 半期ごとにおおむね 8 回) までとし、対象となる講演会、シンポジウム等は、4 半期ごとに幹事</p>	<p>●土曜日・日曜日及び祝日における講演会、シンポジウム等の開催について</p> <p style="text-align: center;">〔平成 23 年 12 月 21 日 日本学術会議第 142 回幹事会決定〕</p> <p style="text-align: center;">改正 平成 26 年 8 月 28 日日本学術会議第 199 回幹事会決定</p> <p>1 目的</p> <p><u>日本学術会議の部及び委員会等</u>が主催する講演会、シンポジウム、研究会、フォーラム等 (以下「講演会、シンポジウム等」という。) の開催に当たり、多くの参加を得るため、日本学術会議の講堂を土・日曜日及び祝日に使用することができるものとする。</p> <p>2 開催日・会場</p> <p>(1) 土曜日、日曜日及び祝日に使用することができる回数 (年末年始を除く。) は、年度内で 32 回 (4 半期ごとにおおむね 8 回) までとし、対象となる講演会、シンポジウム等は、4 半期ごと</p>

会で決定する。

## 2. 手続

(1) 別表 1 に掲げる幹事会の前月末までに希望を受付け、同幹事会において内容が不十分なもの等を除いた上で、なお多数の場合は、抽選を行う。

(2) 日本学術会議が緊急に取り組むことが必要と認められる場合には、上記 1 に定める開催回数の範囲内において、日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）第 5 条に定める手続を経て、追加することができる。

## 3. 会場

使用することができる会場は講堂とする。講演会、シンポジウム等と同日に委員会等を併せて開催する場合には、1 階のラウンジ又は自販機コーナー室で委員会等を行うものとする。

## 4. 運営

(1) 主催者は責任をもって会場等の使用にあたりるとともに、緊急時の際の避難誘導に携わる人員を提供する（学協会や各分野に資するために行うのではなく、学術全体に資するために行う場合であって、幹事会が人員の提供を要しないと認めるものを除く）。

(2) 事務局の庁舎管理を担当する課の職員（常勤の職員でない者を含む。）が庁舎管理に当たることとする。また、特段の事情があ

に幹事会で決定する。

※ 別表 1 に掲げる幹事会の前月末まで希望を受付け、同幹事会において内容が不十分なもの等を除いた上で、なお多数の場合は、抽選を行う。

(2) 使用することができる会場は講堂とする。

講演会、シンポジウム等と同日に委員会等を併せて開催する場合には、1 階のラウンジ又は自販機コーナー室で委員会等を行うものとする。

## 3 運営

(1) 主催者は責任をもって会場等の使用にあたりるとともに、緊急時の際の避難誘導に携わる人員を提供する（学協会や各分野に資するために行うのではなく、学術全体に資するために行う場合であって、幹事会が人員の提供を要しないと認めるものを除く）。

(2) 事務局の関係課職員（常勤の職員でない者を含む。）が出勤

る場合には、主催者は、必要に応じて、講演会、シンポジウム等で用いる機材の事前準備等の支援を当該講演会、シンポジウム等を担当する課の職員に求めることができる。

#### 5. 日本学術会議主催学術フォーラムとの関係

土・日曜及び祝日開催の日本学術会議主催学術フォーラムについては、上記1に定める開催回数に含めるものとし、別表2の類型区分に応じ、土・日曜及び祝日開催の他の講演会、シンポジウム等と同時に、幹事会において決定する。

#### 6. 国際会議との関係

国際会議（関連行事を含む。）については、上記1の対象から除くこととする。

#### 附 則

- 1 この決定は、決定の日から施行する。
- 2 土曜日・日曜日及び祝日における講演会、シンポジウム等の開催について（平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定）は廃止する。

（略）

し、庁舎管理にあたりとともに、必要に応じ、講演会、シンポジウム等で用いる機材の事前準備等の支援を行う。

#### 4 日本学術会議主催学術フォーラムとの関係

土・日曜及び祝日開催の日本学術会議主催学術フォーラムについては、上記2の開催回数に含めるものとし、別表2の類型区分に応じ、土・日曜及び祝日開催の他の講演会、シンポジウム等と同時に、幹事会において決定する。

#### 5 国際会議との関係

国際会議（関連行事を含む。）については、上記2の対象から除くこととする。

#### 附 則

- 1 この決定は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 土曜日・日曜日におけるシンポジウム、講演会等の開催について（平成20年7月14日日本学術会議第59回幹事会決定）は廃止する。

附 則（平成26年8月28日日本学術会議第199回幹事会決定）

- 1 この決定は、決定の日から施行する。ただし、2（1）に規定す

	<p>る4半期ごとの回数制限、受付、抽選については、平成27年度以降に開催される講演会、シンポジウム等から適用するものとする。</p> <p>(略)</p>
--	--

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

●日本学術会議分野別委員会及び分科会等について(平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>VI 講演会、シンポジウム等の開催について</p> <p>2. 講演会、シンポジウム等の実行</p> <p>③ 講演会、シンポジウム等の開催に当たっては、次の点に御留意ください。</p> <p>(略)</p> <p>○ 会場は、日本学術会議の講堂、会議室等を使用できます。なお、講堂と併せて会議室を使用する場合、会議室の予約は、原則5室までとします。使用できる日時は土・日・祝日及び年末年始を除く、10時から18時までです。ただし32回(日本学術会議主催学術フォーラムの回数を含む。)を限度に(年末年始は除く。)、土曜日、日曜日及び祝日においても講堂を使用することができます。<u>手続等の詳細については、別途規定する「土曜日・日曜日及び祝日における講演会、シンポジウム等の開催について(平成28年6月24日日本学術会議第230回幹事会決定)」を御確認ください。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>VI 講演会、シンポジウム等の開催について</p> <p>2. 講演会、シンポジウム等の実行</p> <p>③ 講演会、シンポジウム等の開催に当たっては、次の点に御留意ください。</p> <p>(略)</p> <p>○ 会場は、日本学術会議の講堂、会議室等を使用できます。なお、講堂と併せて会議室を使用する場合、会議室の予約は、原則5室までとします。使用できる日時は土・日・祝日及び年末年始を除く、10時から18時までです。ただし32回(日本学術会議主催学術フォーラムの回数を含む。)を限度に(年末年始は除く。)、土曜日、日曜日及び祝日においても講堂を使用することができます。<u>(注20)</u>。</p> <p><u>(注20) 土曜日・日曜日及び祝日における講演会、シンポ</u></p>

<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>ジウム等の開催について・・・・・・ (別紙8)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(別紙8)</u></p> <p><u>●土曜日・日曜日及び祝日における講演会、シンポジウム等の開催について</u></p> <div style="text-align: center;"> <p>〔平成23年12月21日〕        日本学術会議第142回幹事会決定</p> </div> <p style="text-align: center;"><u>改正 平成26年8月28日日本学術会議第199回幹事会決定</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>日本学術会議の部及び委員会等が主催する講演会、シンポジウム、研究会、フォーラム等（以下「講演会、シンポジウム等」という。）の開催に当たり、多くの参加を得るため、日本学術会議の講堂を土・日曜日及び祝日に使用することができるものとする。</u></p> <p><u>2 開催日・会場</u></p> <p><u>(1) 土曜日、日曜日及び祝日に使用することができる回数（年末年始を除く。）は、年度内で32回（4半期ごとにおおむね8回）までとし、対象となる講演会、シンポジウム等は、4半期ごとに幹事会で決定する。</u></p>
-------------------------------	---

※ 別表1に掲げる幹事会の前月末まで希望を受付け、同幹事会において内容が不十分なもの等を除いた上で、なお多数の場合は、抽選を行う。

(2) 使用することができる会場は講堂とする。

講演会、シンポジウム等と同日に委員会等を併せて開催する場合には、1階のラウンジ又は自販機コーナー室で委員会等を行うものとする。

### 3 運営

(1) 主催者は責任をもって会場等の使用にあたりとともに、緊急時の際の避難誘導に携わる人員を提供する（学協会や各分野に資するために行うのではなく、学術全体に資するために行う場合であって、幹事会が人員の提供を要しないと認めるものを除く）。

(2) 事務局の関係課職員（常勤の職員でない者を含む。）が出勤し、庁舎管理にあたりとともに、必要に応じ、講演会、シンポジウム等で用いる機材の事前準備等の支援を行う。

### 4 日本学術会議主催学術フォーラムとの関係

土・日曜及び祝日開催の日本学術会議主催学術フォーラムについては、上記2の開催回数に含めるものとし、別表2の類型区分に応じ、土・日曜及び祝日開催の他の講演会、シンポジウム等と同時に、幹事会において決定する。

5 国際会議との関係

国際会議（関連行事を含む。）については、上記2の対象から除くこととする。

附 則

1 この決定は、平成24年1月1日から施行する。

2 土曜日・日曜日におけるシンポジウム、講演会等の開催について（平成20年7月14日日本学術会議第59回幹事会決定）は廃止する。

附 則（平成26年8月28日日本学術会議第199回幹事会決定）

1 この決定は、決定の日から施行する。ただし、2（1）に規定する4半期ごとの回数制限、受付、抽選については、平成27年度以降に開催される講演会、シンポジウム等から適用するものとする。

【別表1】「学術フォーラム」、「土日祝日開催の講演会、シンポジウム等」の決定時期

		4月	6月	9月	12月	3月
前年度	当該年度					

<決定（抽選）>

12月 幹事会		第1 四半期			
------------	--	-----------	--	--	--

<決定（抽選）>

	3月 幹事会		第2 四半期		
--	-----------	--	-----------	--	--

<決定（抽選）>

		6月 幹事会		第3 四半期	
--	--	-----------	--	-----------	--

<決定（抽選）>

			9月 幹事会		第4 四半期
--	--	--	-----------	--	-----------

【別表2】「学術フォーラム」、「土日祝日開催の講演会、シンポジウム等」を幹

事会に付議する際の区分

類型	経費の 補助	受付業務等 の職員補助	
区分	○	○・×	学術フォーラムのみ

	<u>I</u>	<u>あり</u>	<u>あり・なし</u>	
	<u>区分</u>	<u>×</u>	<u>○</u>	学術フォーラム 又は
	<u>II</u>	<u>なし</u>	<u>あり</u>	学協会や各分野に資するために行うので はなく、学術全体に資するために行う講 演会、シンポジウム等
<u>区分</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	学術フォーラム 又は	
<u>III</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>	上記以外の講演会、シンポジウム等	

※ いずれの区分を希望するかを明示すること

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

●日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
第5条 学術会議が講演会、シンポジウム等を主催する場合は、別表第1の区分によって行う。 2、3 略						第5条 学術会議が講演会、シンポジウム等を主催する場合は、別表第1の区分によって行う。 2、3 略					
別表第1（第5条関係）						別表第1（第5条関係）					
開催の主体	内容	決定機関	承認	実施機関	備考	開催の主体	内容	決定機関	承認	実施機関	備考
委員会 又は分 科会	委員会又は分科会の所掌に関する事項で審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	委員会	<u>分野別委員会及び分科会については関係部及び幹事会の承認、それ以外の委員会及び分科会については幹事会の承認を要する（委員会の長が議案を提出。分科会の場合も所属する委員会の長が議案を提出し、承</u>	委員会 又は分 科会		委員会 又は分 科会	委員会又は分科会の所掌に関する事項で審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	委員会	<u>関係部及び幹事会の承認を要する（委員長が議案を提出）</u>	委員会 又は分 科会	

			<u>認されることを要する。)</u>			
若手アカデミー又は若手アカデミー分科会	若手アカデミー又は若手アカデミー分科会の所掌に関する事項で審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	若手アカデミー運営分科会	<u>幹事会の承認を要する(若手アカデミー運営分科会の長が議案を提出)</u>	若手アカデミー又は若手アカデミー分科会		(追加)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

●意思の表出等の英訳の取扱いについて（案）

平成28年〇月〇日  
日本学術会議第〇回幹事会決定

日本学術会議が、国際的な情報発信力を強化し、より戦略的・効果的な発信を行うため、日本学術会議法第4条に定める諮問に対する答申、同法第5条に定める勧告、会則第2条に定める意思の表出（要望、声明、提言、報告、回答）及び「外部へ公表する文書の取扱いについて」（平成20年1月24日日本学術会議第50回幹事会決定）に定める記録（以下「意思の表出等」という。）の英訳を作成する場合の手続きを以下のとおり定める。

1. 英訳については、元となる日本語の意思の表出等と同じ内容であることを原則とする。英訳の際、内容を変更する必要がある場合は、元となる日本語の意思の表出等を改定した上で、英訳を作成することとする。
2. 英訳については、元となる意思の表出等を策定した委員会等の責任において、英訳を行い、元となる意思の表出等と英訳との間に齟齬がないことを確認し、公表する。また、英訳の冒頭で、既存の意思の表出等の英訳であることを明記する。
3. 英訳を作成した際には、外部に公表する前に、作成の事実と作成した文書の概要等を幹事会へ報告することとする。やむを得ず公表前に報告することができなかつた場合には、公表後直近の幹事会へ報告することとする。
4. 記録に付される文書番号については、日本語版と同一のものとする。
5. 意思の表出等の名称の英訳を、別表のとおり定める。

別表

意思の表出等	英訳
勧告	Advisory opinion
答申	Response to consultation
要望	Request
声明	Statement
提言	Recommendation
報告	Report
回答	Response
記録	Record

分野別委員会運営要綱(平成26年8月28日日本学術会議第199回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	総合工学委員会原子力事故対応分科会	・緊急対応(放射性物質による被爆と汚染に関して)に関する提言の取りまとめ ・中長期対応に関する提言の取りまとめ	20名以内の会員又は連携会員			総合工学委員会原子力事故対応分科会	・緊急対応(放射性物質による被爆と汚染に関して)に関する提言の取りまとめ ・中長期対応に関する提言の取りまとめ	20名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	総合工学委員会原子力事故対応分科会原子力連絡小委員会	1. 原子力安全問題など福島原子力発電所事故以降に顕在化した諸問題に関する広報活動、研究活動、教育活動などのあるべき姿の議論 2. 複数学会間が連携し、合同研究プロジェクト、合同シンポジウムなどの具体的な企画をおこない協力してそれらを実行することに係る審議に関すること	30名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外のもの	設置期間: 平成28年7月29日～平成29年9月30日			(新規設置)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

総合工学委員会原子力事故対応分科会小委員会の設置について

分科会等名：原子力連絡小委員会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	総合工学委員会								
2	委員の構成	30名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外のもの								
3	設置目的	<p>東京電力福島事故が起こって以来、原子力を今後推進するかどうかにかかわらず、国内の多くの諸学会において原子力にかかわるさまざまな問題（原子炉の安全性、放射線の人体影響、廃炉、環境汚染などを含む）に関しての議論がおこなわれている。また、関連するシンポジウムなど広報活動も多くはそれぞれにおいて独自になされている。</p> <p>しかし、現状は、互いに関連する問題についても各学会が縦割りの企画することがほとんどであり相互の連絡や連携がかならずしも十分ではない。場合によってはほとんど同じテーマを別の学会でおこなったりしたケースも少なくない。すなわち、我が国全体としての統一や、まとまり感がなく非効率な活動、運営態勢となっている。</p> <p>このような現状を是正すべく、関係する主要メンバーを一同に会して上記のさまざまな課題に関して、広報活動、研究活動、教育活動などを議論し、この方面の将来のあり方を検討する。</p>								
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子力安全問題など福島原子力発電所事故以降に顕在化した諸問題に関する広報活動、研究活動、教育活動などのあるべき姿を議論する。</li> <li>2. 複数学会間が連携し、合同研究プロジェクト、合同シンポジウムなどの具体的な企画をおこない協力してそれらを実行する。</li> </ol>								
5	設置期間	<table border="1"> <tr> <td>時限設置</td> <td>平成28年7月29日</td> <td>～</td> <td>平成29年9月30日</td> </tr> <tr> <td>常設</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	時限設置	平成28年7月29日	～	平成29年9月30日	常設			
時限設置	平成28年7月29日	～	平成29年9月30日							
常設										
6	備考									

【委員会及び分科会】

○委員の決定（追加3件）

（第三部「科学技術の光と影を生活者との対話から明らかにする」分科会）

氏名	所属・職名	備考
吉田 進	京都大学特任教授・名誉教授	第三部会員

（総合工学委員会）

氏名	所属・職名	備考
小松 利光	九州大学特命教授・名誉教授	第三部会員

（土木工学・建築学委員会）

氏名	所属・職名	備考
米田 雅子	慶應義塾大学先導研究センター特任教授	第三部会員
小池 俊雄	東京大学大学院工学系研究科教授	連携会員
小峯 秀雄	早稲田大学理工学術院創造理工学部社会環境工学科教授	連携会員
仙田 満	放送大学客員教授、環境デザイン研究所会長	連携会員
田中 稲子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授	連携会員
道奥 康治	法政大学デザイン工学部教授	連携会員
望月 常好	五洋建設株式会社執行役員副社長、公益社団法人日本河川協会参与	連携会員

提案6は提言のため、別添2参照。

## 日本学術会議協力学術研究団体への新規申込みがあった団体の概要

	団体名	概 要
1	言語文化教育研究学会	ことばと文化の教育について広く議論をするための対話の場を設定し、他領域にわたる横断的連携を試み、また、教育現場に根差した議論を積み重ね、ことばと文化の教育に関する最先端の研究の推進に寄与する。
2	(一社) 国際法協会日本支部	国際法（国際公法及び国際私法）を研究し、その発展を促すとともに、比較法を研究して国際的法律統一事業に協力し、併せて世界の法律家間の親善と理解を増進する。
3	日本言語テスト学会	外国語能力の測定と評価に関する理論の研究を深め、その応用・実践を推進し、国際社会の外国語教育発展に寄与する。
4	(一社) 日本精神保健福祉学会	精神保健福祉に関する研究及び研究者相互の連絡と協力を促進し、内外の関係学会との連携協力を図り、精神保健福祉学の発展に寄与する。

提案 8～35 はシンポジウム提案のため、別添 3 参照。

提案 36、37 は後援申請のため別添なし。(資料 5 参照)

## 日本学術会議の活動状況等に関する年次報告 (平成27年10月～平成28年9月) 作成の方針について (案)

### 1. 目的

社会に対して広く1年間の日本学術会議の活動について明らかにするとともに、外部評価有識者による外部評価の基礎資料とするため、平成27年10月から平成28年9月までの日本学術会議の活動状況を報告する冊子を作成する。

### 2. 構成

構成については例年通り、「第1編 総論」と「第2編 活動報告」に分冊する。

#### 頁数の目安

<b>第1編 総論</b>	<b>34 頁</b>
1. 表紙	1 頁
2. 日本学術会議憲章	1 頁
3. 目次	1 頁
4. 冒頭挨拶 (会長)	1 頁
(第23期後半の活動方針、第23期2年目を終えての所感などを記載)	
執筆担当：大西会長	
5. 日本学術会議の活動	19 頁
(それぞれ方向性やスタンスを加えて記載)	
①政府及び社会に対する提言等	(4 頁)
(主に科学と社会委員会、幹事会附置委員会 (広報委員会)、課題別委員会 (安全保障と学術に関する検討委員会、医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会、学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会) の活動について記載。部・分野別委員会は特に記載すべき事由がある場合のみ記載。)	
執筆担当：井野瀬副会長	
②国際的活動	(2 頁)
(主に国際委員会の活動について記載。)	
執筆担当：花木副会長	
③科学者ネットワークの構築	(2 頁)
(主に科学者委員会の活動について記載。)	
執筆担当：向井副会長	
④科学の知の普及に向けて	(1 頁)
(サイエンスカフェ、〈知の航海〉シリーズ、その他)	
執筆担当：井野瀬副会長	
⑤日本学術会議を支える3つの科学部門	(6 頁)
(各部の活動方針、2年目の活動 (各部・分野別委員会からの提言・報告の内容 (大学教育の分	

野別質保証を除く。)、注目を集めたシンポジウム)を記載。)

・各部見開きで2頁

執筆担当：各部長

- ⑥若手アカデミーについて (1頁)  
(発足後の動きについて記載。)

執筆担当：若手アカデミー代表

**【特集】** 5頁

- ①Gサイエンスについて (1頁)  
執筆担当：花木副会長、事務局

- ②幹事会声明「人文・社会科学系のあり方に関する声明への賛同・支援への謝意  
と大学改革のための国民的合意形成に向けての提案」の公表について (1頁)  
執筆担当：井野瀬副会長

- ③「安全保障と学術に関する検討委員会」の経過報告について (1頁)  
執筆担当：安全保障と学術に関する検討委員会委員長 (※6/24 決定予定)

- ④学術誌問題について (1頁)  
執筆担当：第三部大野幹事

- ⑤課題別委員会の情報・意見交換会の実施 (1頁)  
執筆担当：井野瀬副会長

6-1. 1年の活動記録(カレンダー等) 3頁

6-2. 学術会議の運営状況等(規則改定など) 2頁

6-3. 会員選考の考え方について(第24期に向けて) 1頁

7. (参考) 声明「科学者の行動規範一改訂版 -」 2頁

8. 裏表紙 1頁

#### 頁数の目安

**第2編 活動報告** 196頁

1. 表紙 1頁

2. 目次 1頁

3. 日本学術会議の概要(組織の概要) 1頁

4. 組織ごとの活動報告 143頁

(1) 総会 (1頁)

(2) 幹事会及び附置委員会(委員会：各1/2頁、分科会：各1/3頁) (3頁)

(3) 部 (各1頁) (3頁)

(4) 機能別委員会(委員会：各1/2頁、分科会：各1/3頁) (12頁)

(5) 課題別委員会(委員会：各1/2頁、分科会：各1/3頁) (11頁)

(6) 分野別委員会(委員会：各1/2頁、分科会：各1/3頁) (106頁)

(7) 地区会議 (各 1/2 頁)	(4 頁)
(8) 若手アカデミー (若手アカデミー会議 : 各 1/2 頁、分科会 : 各 1/3 頁)	(3 頁)
5. インパクトレポート	50 頁

### 3. 留意点

記載に当たっては、外部評価有識者による外部評価を受けることも念頭に置き、活動の趣旨や審議内容、具体的にどのような成果があがったのか、提言等のフォローアップ等など、数値や図、写真も用いつつ分かりやすく述べるよう努める。関連するウェブサイト等があれば記載する。

また、前年度の活動実績に対する外部評価（参考資料参照）にて指摘された事項については、その後の進捗がある場合はできる限り記載する。

### 4. 年次報告作成に係る今後のスケジュール

6 月 20 日	年次報告書の構成等について年次報告検討分科会で審議（分科会開催）
6 月 24 日	幹事会で年次報告書の①目的、構成等について了承を得る、 ②原稿執筆者を決定
6 月下旬	年次報告書の執筆依頼
7 月 27 日	執筆原稿の〆切（執筆依頼の一か月後めど）
8 月 8 日	活動報告について初稿を各執筆者に校正依頼
9 月上旬	年次報告書案について年次報告検討分科会で審議（分科会開催）
9 月 16 日	幹事会で年次報告書案を了承
10 月 6 日	総会で年次報告書を報告
11 月以降	外部評価有識者に外部評価を依頼（外部評価対応委員会開催）

※昨年度より 1 ヶ月程度前倒しで進行予定

# 日本学術会議の活動状況等に関する年次報告 (平成27年10月～平成28年9月) 執筆要領 (案)

## 1 執筆の必要のある方 (執筆担当委員会等)

### 「第1編 総論」

各執筆担当者

### 「第2編 活動報告」

- ① 各部長 (部)
- ② 幹事会附置委員会委員長及び分科会委員長 (幹事会附置委員会及び同分科会)
- ③ 各機能別委員会及び分科会委員長 (機能別委員会及び同分科会)
- ④ 各課題別委員会委員長及び分科会委員長 (課題別委員会及び同分科会)
- ⑤ 各分野別委員会及び分科会委員長 (分野別委員会及び同分科会)
- ⑥ 各地区会議代表幹事 (地区会議)
- ⑦ 若手アカデミー代表及び各分科会委員長 (若手アカデミー会議及び若手アカデミー分科会)
- ⑧ 事務局 (総会、幹事会、その他)

(注1) 機能別委員会分科会及び分野別委員会分科会については、原則として、平成27年10月から平成28年9月までに開催実績又は開催予定があるものについて個別に執筆していただくことになります。

(注2) 上記分科会に更に小委員会等が置かれている場合については、分科会の原稿中に含めて執筆していただくことになります。

## 2 原稿提出期限

平成28年7月27日 (水) (締切厳守)

(締切を過ぎてからご提出いただいた原稿は、掲載出来ない場合があります。)

## 3 提出方法

提出先 : 日本学術会議事務局企画課審査係

E-mail : [p225@scj.go.jp](mailto:p225@scj.go.jp)

- ・企画課審査係に提出した原稿につきましては、日本学術会議事務局の当該部・委員会等を担当しています事務担当者にも御提出いただきますようお願いいたします。
- ・原稿を提出される際の電子メール本文には、執筆責任者の御名前とその連絡先を明記願います。
- ・各委員会及び分科会については、原稿の提出は分科会毎に個別にお出しいただいても、親委員会で取りまとめて一括して御提出いただいてもどちらでも結構です。親委員会で取りまと

めて御提出いただく際には、分科会委員長と調整の上で御提出いただければ幸甚です。

## 4 原稿作成要領

### ① 執筆内容

- ・平成27年10月から平成28年9月までの活動について原稿を作成してください。なお、原稿の提出後に活動実績等が確定、追加になり、原稿を修正、追加する必要がある場合は、速やかに原稿の修正、追加を御提出していただきますようお願いいたします。
- ・対外的な年次報告書であり、また、外部評価の基礎資料にもなることに鑑み、活動の趣旨や審議内容、具体的な成果など、社会的意義が明らかになるような内容の記載をお願いいたします。
- ・「第2編 活動報告」については、専門家以外の方にも分かりやすく、明確かつ簡潔になるよう、**箇条書き**でご記載ください。
- ・可能であれば定量的な数値や図、具体例等を示しつつ説得力のある記述をお願いいたします。また、関連するウェブサイト等があればURLを御記載ください。
- ・前年度の活動実績に対する外部評価（参考資料参照）にて指摘された事項については、その後の進捗がある場合は、できる限り、記載をお願いいたします。
- ・提言等を行った委員会、分科会等は、その後のフォローアップ結果等を把握していれば、記載をお願いいたします。

### (その他留意事項)

- ・**「である」調**でご記載ください。
- ・いわゆるカタカナ語を含む難解な専門用語や略語についてはできる限り使用を避け、やむを得ず使用する場合には、用語の後にカッコ書き等で、その用語の説明や正式名称を記載してください。
- ・年号の書き方は、**原則、和暦**（例：平成28年）とし、国際案件については、例外的に、西暦（和暦）（例：2016年（平成28年））を御使用ください。
- ・御提出いただいた原稿については、年次報告検討分科会での審議等を踏まえて調整させていただきますことがありますので、予め御了承ください。

### ② 原稿の書式

#### 「第1編 総論」

A4縦版横書き、余白各辺20mm、40文字×40行

（文字フォントMSゴシック 10.5Pt）

各部 …様式1

#### 「第2編 活動報告」

各部 …様式2

各委員会及び分科会 …様式3

各地区会議 …様式4

(文字フォントMS明朝 10.5P t)

③ 原稿の分量 (頁数)

「第2編 活動報告」における各部、委員会毎の基本的な執筆分量は次のとおりです。

- ・ 総会 1 頁
- ・ 幹事会 1 頁
- ・ 幹事会附置委員会 1/2 頁
- ・ 幹事会附置委員会分科会 1/3 頁
- ・ 部 1 頁
- ・ 機能別委員会 1/2 頁
- ・ 機能別委員会分科会 1/3 頁
- ・ 課題別委員会 1/2 頁
- ・ 課題別委員会分科会 1/3 頁
- ・ 分野別委員会 1/2 頁
- ・ 分野別委員会分科会 1/3 頁
- ・ 地区会議 1/2 頁
- ・ 若手アカデミー会議 1/2 頁
- ・ 若手アカデミー分科会 1/3 頁

なお、上記の分量はあくまでも目安です。

全体の構成については別添「日本学術会議の活動状況等に関する年次報告（平成27年10月～平成28年9月）の作成について」を御覧ください。

※平成27年度までの年次報告書は日本学術会議の下記のホームページで御覧になることができます。[http://www.scj.go.jp/ja/scj/nenji\\_hyoka/index.html](http://www.scj.go.jp/ja/scj/nenji_hyoka/index.html)

様式2 (各部)

第 ○ 部			
部長		副部長	
幹事			
主要な活動	<p>※箇条書きでご記載ください。 「である」調でご記載ください。</p>		
今後の課題等	<p>※箇条書きでご記載ください。 「である」調でご記載ください。</p>		
開催状況			

様式3 (各委員会・各分科会、若手アカデミー会議・各分科会)

委員会・若手アカデミー会議 (1/2 頁目安)

名称 ○○委員会					
委員長		副委員長		幹事	
主な活動	※箇条書きでご記載ください。 「である」調でご記載ください。				
今後の課題等	※箇条書きでご記載ください。 「である」調でご記載ください。				
開催状況	※開催日を記載下さい (例:平成27年4月8日) メール審議の場合は「※メール」と記載ください (例:平成27年5月13日※メール)。				

分科会 (1/3 頁目安)

名称 ○○委員会 ○○分科会					
委員長		副委員長		幹事	
主な活動	※箇条書きでご記載ください。 「である」調でご記載ください。				
今後の課題等	※箇条書きでご記載ください。 「である」調でご記載ください。				
開催状況	※開催日を記載下さい (例:平成27年4月8日) メール審議の場合は「※メール」と記載ください (例:平成27年5月13日※メール)。				

〇〇地区会議		代表幹事	
主要な活動	※箇条書きでご記載ください。 「である」調でご記載ください。		
開催状況	※開催日を記載下さい（例：平成27年4月8日）		

(記載例)

名称 〇〇委員会 △△分科会					
委員長	〇〇 〇〇	副委員長	〇△ 〇×	幹事	〇× △〇、△× 〇〇
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇〇を巡る△△政策について、△×を踏まえつつ、〇×モデルの構築を目指して検討。</li> <li>・〇〇〇の中心的課題である〇×△について議論を行い、△〇について確認。</li> <li>・〇×について調査。</li> <li>・平成27年〇月〇日に公開シンポジウム「〇〇〇」を開催（日本学術会議講堂、参加者約〇〇名）。</li> <li>・シンポジウムについては、〇〇新聞に掲載された他、〇×△等の反響があった。</li> </ul>				
今後の課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、シンポジウムにおける意見等を踏まえ、〇〇における△△について取りまとめを行い、提言として〇年〇月頃公表すべく作成中。</li> </ul>				
開催状況	平成26年〇月〇日、平成27年〇月〇日※メール、〇月〇日				